

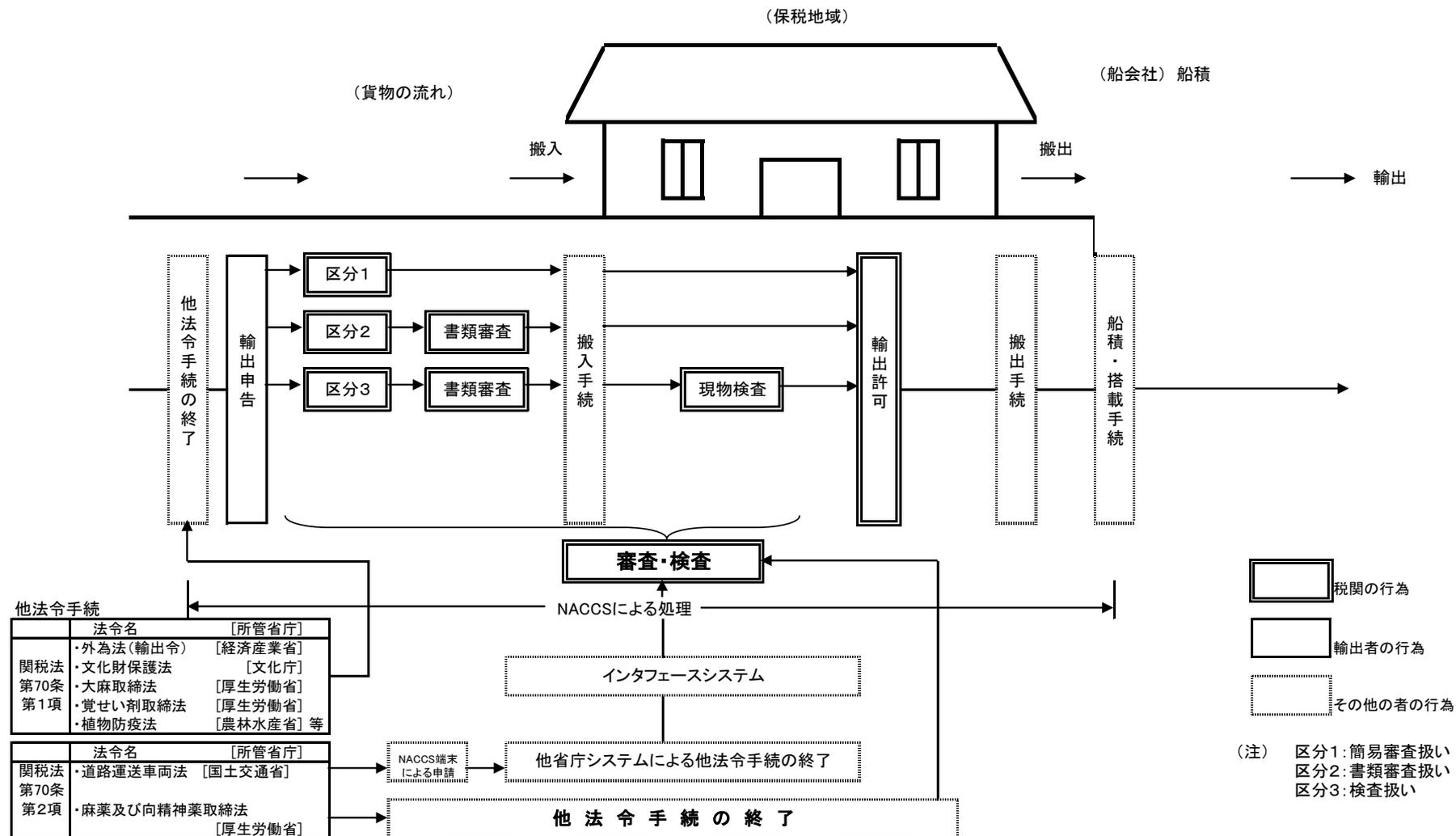
規制・制度改革委員会
経済活性化ワーキンググループ(第3回)

平成24年11月15日
財務省関税局業務課

1. 輸出通関の概要①

(1) NACCSによる輸出申告の流れ

(航空会社) 搭載



(注) NACCS : Nippon Automated Cargo and port Consolidated System (輸出入・港湾関連情報処理システム)

1. 輸出通関の概要②

(2) 輸出許可件数の推移

- 過去5年間の税関における輸出許可件数は1,200万件～1,500万件で推移。
- 全ての輸出申告のうち約98%をNACCSにより処理。

(単位:千件)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
全体	15,068	14,577	12,764	14,453	13,912
海上貨物	4,266	4,118	3,214	3,724	3,584
航空貨物	10,802	10,460	9,550	10,728	10,329

(3) 輸出通関における税関の役割

- 税関における最も重要な使命は、「国民の安全・安心の確保」、「関税等の適正な賦課徴収」及び「貿易の円滑化」の実現。
- 輸出通関に際し、税関では、大量破壊兵器等の拡散及び盗難自動車の不正輸出防止等の観点から、関税関係法令以外の法令で規制されている貨物の厳正な取締りを実施。
- また、消費税の不正還付防止を目的とした厳正な貨物確認を実施。
- 一方、貿易の円滑化を図る観点から、これまでに種々の施策を実施。

2. 貿易の円滑化に向けた取組み

- 貿易の円滑化を図ることにより、我が国の国際競争力を強化するため、これまでに種々の施策を実施。
- また、主要空港官署及び平成23年に指定された国際戦略港湾（京浜港及び阪神港）等を管轄する税関官署においては、夜間・休日の通関体制を整備済み。

① 貿易円滑化に係る施策

貿易円滑化に係る施策	実施時期	内容
AEO制度	平成18年 (実施中)	貨物のセキュリティ管理と法令遵守体制が整備されたとして認定を受けた者に対し、取締上必要としていた手続き等を簡素化し、貿易の円滑化に資する制度。
申告官署の選択制	平成22年	AEO通関業者について、貨物の蔵置場所に関わらず、同一港湾に所在する対象官署の中からあらかじめ選択した官署に対して輸出入申告を可能とする制度。
保税搬入原則の見直し	平成23年	保税地域等に貨物を搬入した後に行うこととされていた輸出申告について、適正通関を確保しつつ、保税地域等への貨物の搬入前に行うことを可能とする制度。
通関関係書類の電子化・ペーパーレス化	実施中	平成24年7月より、区分1とされる輸出入申告に係る通関関係書類（インボイス等）の提出を原則省略するとともに、平成25年10月より、税関へ提出する必要のある通関関係書類について、PDF等による電子的な提出を認める制度。

② 夜間・休日における通関体制（主なものを記載しておりその他の官署においても夜間・休日の通関体制を整備）

税関	官署	夜間・休日における通関対象官署	開庁時間
東京税関	本関、成航、成南、羽田、東航	成航、成南、羽田及び東航は365日・24時間対応 芝浦、大井の2官署を本関で365日・24時間対応	365日・24時間
横浜税関	本関	鶴見、大黒、山下、本牧、川崎、東扇島の6官署を本関で対応	夜間（～21:00）、休日
大阪税関	関西空港 南港	関西空港は365日・24時間対応 本関、桜島、大手前の3官署を南港で対応	365日・24時間 夜間（～21:00）、休日
神戸税関	本関	六甲、摩耶、ポートアイランドの3官署を本関で対応	夜間（～21:00）、休日
名古屋税関	中部空港 本関	中部空港は365日・24時間対応 稲永、南部、西部の3官署を本関で対応	365日・24時間 夜間（～21:00）、休日
門司税関	福岡空港	福岡空港は365日・24時間対応	365日・24時間

3. 経済活性化に係る規制・制度改革に関する要望①

(1) 輸出通関申告先官署の自由化

【① 要望の内容】

輸出入申告は、貨物の保税地域等の所在地を管轄する税関官署等に申告することが義務付けられている。

少なくとも、特定輸出者(貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された者としてあらかじめいずれかの税関長の承認を受けた輸出者)の輸出申告については、申告先の税関官署を自由化すべきではないか。

【② 制度の現状】

- 現状、輸出申告については、保税地域等への搬入前に行うことが可能であるが、適正な通関を確保するため、輸出許可については保税地域等への搬入後に実施。
- また、AEO輸出者(特定輸出者)については、貨物が置かれている場所又は貨物を積み込もうとする場所を管轄する税関官署への申告を認め、保税地域等へ搬入することなく輸出許可が可能。
- さらに、AEO通関業者については、貨物の置かれている場所に関わらず、同一港湾に所在する対象官署の中からあらかじめ選択した官署への申告が可能。

【③ 制度変更に伴う影響及び検討の方向性】

- 輸出申告先と輸出貨物が置かれている場所が離れている場合、税関における検査への対応が困難となり、結果として迅速通関に支障(輸出者等への負担)となる可能性。
- 税関官署毎の事務量予測が困難となり、適正な通関処理体制(人数)が確保できず、迅速通関に支障となる可能性。
- 輸出申告先の自由化に係る輸出者等のニーズ及び利便性を踏まえつつ、税関における適正通関の確保の観点からも総合的に検証する必要。

3. 経済活性化に係る規制・制度改革に関する要望②

(2) 電子輸出申告の24時間化

【① 要望の内容】

電子輸出申告で審査区分1となると、即時輸出が可能となり、輸出のリードタイムの大幅な短縮が図られているが、システムの稼働が税関官署開庁時間(通常8:30~17:15)に限定されている。

審査区分1はシステムの的に処理されており、輸出申告のおよそ9割は審査区分1と言われる。貿易円滑化効果を増すために、24時間化を進めるべきではないか。

【② 制度の現状】

- 輸出申告については、現状、全体の約98%をNACCSにより電子的に処理。
- 輸出を急ぐ貨物が常時見込まれる税関官署については、夜間・休日も開庁し、輸出者による申告を処理。
- また、輸出を急ぐ貨物が常時見込まれない税関官署についても、あらかじめ開庁時間外の事務の執行の求めを届け出てもらうことにより(注)、当該官署を開庁し、輸出者による申告を処理。

(注)「開庁時間外の事務の執行を求める届出」については、NACCSにより電子的に届け出ることが可能。

【③ 制度変更に伴う影響及び検討の方向性】

- 税関官署の閉庁時間に輸出許可(区分1)が可能となった場合であっても、貨物の搬入場所及びコンテナヤードが稼働しない限り、貨物の移動は不可能であり、物流の時間短縮には繋がらない可能性。
- 税関官署の閉庁時間(税関職員が不在な場合)に輸出許可を行うことについて、法律論的に検証したうえで、輸出者等のニーズ及び利便性を踏まえつつ、その実施の是非を検討。